

薩摩川内市保育士就職支援金

薩摩川内市では、下記要件を満たした保育士等の方に就職支援金を支給しています。



1 支給額

(1) 初回交付支援金

勤務地が本土区域の場合：1人20万円

勤務地が甑島区域の場合：1人30万円

(2) 追加交付支援金

3年を限度とし、勤続年数が1年経過するごとに10万円

2 対象となる就職先

本市内の認可保育所、認定こども園、地域型保育事業所、へき地保育所及び私立幼稚園

3 対象職種（資格要件）

保育・幼稚園業務に従事する者で、当該保育所等の就業規則において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（1箇月に勤務すべき時間数が120時間以上であるものに限る。）に達している保育士、保育教諭若しくは幼稚園教諭（以下「保育士等」という。）又は1日6時間以上かつ1箇月20日以上勤務する保育士等

4 支給対象者

(1) 初回交付支援金

保育・幼稚園業務に従事する常勤保育士等で、次に掲げる要件を全て満たす者

① 次のいずれかに該当すること。

ア 市内の保育所等に常勤保育士等として新たに就職（常勤保育士等として保育・幼稚園業務に従事していなかった者が常勤保育士等として新たに勤務するようになった場合を含む。以下同じ。）し、新たに就職した日より前に市外から転入して本市の住民基本台帳に記録若しくは市内の保育所等に常勤保育士等として新たに就職した日から1年以内に市外から転入して住民基本台帳に記録され、勤続期間が6箇月を経過した者で、今後も継続して勤務する者

イ 市内の保育所等に常勤保育士等として新たに就職した日から過去1年以内において、市内の他の保育所等に常勤保育士等として勤務したことがなく、かつ、就職時に既に本市の住民基本台帳に記録されており、新たに就職した日以降勤続期間が6箇月を経過した者で、今後も継続して勤務する者

② 市税等に滞納がないこと。

③ 既にこの要領による初回交付支援金の交付を受けていないこと。

(2) 追加交付支援金

令和6年4月1日以降に市内の保育所等に常勤保育士等として新たに就職し、初回交付支援金の交付の対象となった者で、本市の住民基本台帳に継続して記録されている次に掲げる者

① 市内の保育所等に常勤保育士等として新たに就職した日以降の常勤保育士等としての勤続期間が1年を経過した者

② 市内の保育所等に常勤保育士等として新たに就職した日以降の常勤保育士等としての勤続期間が2年を経過した者

③ 市内の保育所等に常勤保育士等として新たに就職した日以降の常勤保育士等としての勤続期間が3年を経過した者

手続き（申請から交付まで）の流れ

(1)	申請	必要な書類（※1）を揃えて、市の窓口提出してください。 令和7年9月30日までに就職し、要件を満たした方が対象となります。 (申請期間：令和8年4月6日（月）まで)
(2)	審査・交付決定	市は書類を審査し、交付を決定します。
(3)	請求	交付決定を受け、請求書を提出してください。 ※2
(4)	交付	市は、指定された口座へ支払います。

1 申請に必要なもの

- (1) 補助金交付申請書
(就職先の施設よりお受け取りください)
- (2) 保育所等勤務証明書
(就職先の施設よりお受け取りください)
- (3) 保育士証又は幼稚園教諭免許状の写し
- (4) 履歴書

2 請求時に必要なもの

- ・ 請求書
- ・ 振込口座を確認できるもの
(通帳又はキャッシュカード等の写し)



※申請書類は市 HP からダウンロードできます。

【問い合わせ先】

薩摩川内市役所 子育て支援課 保育グループ

TEL (0996) 23-5111 (内線2362) FAX (0996) 20-5570

e-mail : hoikui@city.satsumasendai.lg.jp